（趣　　旨）

第1条　岩手県薬剤師会の会長候補者及び監

事の選挙は、定款に定めるもののほか、本

規則によって行う。

　（選挙期日等の公示）

1. 会長は、前条の選挙を行うときは、

選挙を行う日の30日前までに、届出の受付期間、締切日時、その他選挙に関し必要な事項を、本会の事務所に掲示するとともに、会員に周知させるため、本会ホームページに掲載しなければならない。

（被選挙資格）

1. 会長候補者及び監事の被選挙資格は、

選挙を行う日の60日前までに、日本薬剤師会並びに岩手県薬剤師会への入会手続を、正式に完了している正会員とする。

（立候補の届出）

1. 会長候補者及び監事の候補者になろ

うとする会員は、第2条による公示の日から選挙を行う日の15日前までに、別に定める文書により、別に定める書類を添えて、会長に届け出なければならない。ただし、同時に2つ以上の選挙の候補者になることはできない。

1. 前項の届出の受付は、土曜日、日曜日及

び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、本会の事務所において行う。

1. 郵送による届出は、締切日時までに本会

の事務所に到着したものをもって有効とする。

（候補者推薦の届出）

1. 会長候補者及び監事の候補者を推薦

しようとする正会員は、別に定める文書により、3名以上が連署して、推薦することができる。ただし、同一会員が推薦できる候補者数は、それぞれの選挙において選ぶべき員数を超えてはならない。

1. 前項の届出は、前条に準じて行うほか、

被推薦者が署名した承諾書を添えなければならない。

（立候補の辞退と推薦届の取下）

第6 条　立候補を届け出た会員は、その選挙

が行われるまでに、本人が署名した文書により、会長に届け出て、立候補を辞退することができる。

2　候補者の推薦を届け出た会員は、被推薦者の承諾を得て、前項に準じ、推薦届を取り下げることができる。

（候補者一覧表の作成と送付）

1. 会長は、第4条または第5条による

届出を締め切ったときは、直ちに候補者一覧表を作成し、本会の事務所に掲示するとともに、速やかに、代議員及び関係者に送付しなければならない。

2　前項の候補者一覧表の記載順位は、会長が、くじで定める。

（投票権者と投票の方法）

第8 条　会長候補者及び監事の投票権者は、

投票を行うため、議長が議場の閉鎖を命じたとき、議場内にいる代議員とする。

1. 投票は、別に定める投票用紙により、選

ぶべき員数が1名のときは単記無記名投票によって、2名以上のときは選ぶべき員数の連記無記名投票によって行う。

（投票の効力）

1. 投票の効力は、投票及び開票に立会

うため、議長が、代議員のうちから指名した選挙立会人が、議長の意見を聴いて決定する。

（無投票当選）

1. 候補者が、その選挙によって選ぶべ

き員数を超えないとき、または超えなくなったときは、総会の議決を経て、投票を行わずに、その候補者をもって、当選者とすることができる。

2　前項による議決が得られず、かつ第6条に

よる立候補の辞退、または推薦届の取下げがないときは、投票を行う。

3　前項による投票においては、第12条第1

項、または第13条第１項及び第2項に定める必要得票を得た者をもって、当選者とする。

（選挙を行う日の補欠選挙）

第 11 条　候補者が、その選挙によって選ぶ

べき員数に不足するとき、または前条第2項及び第3項による投票により選ぶべき員数が不足となったときは、その選挙を行う日に、総会の議決を経て、別段の方法により、補欠選挙を行うことができる。

1. 前項に定める別段の方法によるときは、
2. 第4条、第5条、第7条の規定は適用しない。

（会長候補者の必要得票数と当選者の決定）

1. 会長候補者の選挙においては、第8

条第1項の投票権者の過半数の得票がなければならない。

1. 過半数の得票者がいないときは、多数を

得た上位2名を候補者として、再選挙を行う。

（監事の必要得票数と当選者の決定）

1. 監事の選挙においては、第8条第1

項の投票権者の過半数の得票がなければならない。

1. 前項の必要得票を得た者のうち、多数を

得た者から、順次選ぶべき員数までを当選者とする。ただし、外部監事については、得票数の順位にかかわらず、過半数の得票が得られれば当選者とする。

3　得票数が同じときは、議長が、くじで当選

者を定める。

（当選者の確定と宣告）

1. 議長は、選挙立会人から、投票結果

の報告を受けたときは、各候補者の得票数その他必要な事項を発表し、当選者の確定を宣告するものとする。

（規定していない事項と疑義の処理）

1. 本規則に定めていない事項、あるい

は選挙に関する疑義は、議長が、総会に諮って処理する。

（規則の改廃）

1. 本規則は、総会の議決を経て、改廃

することができる。

　附　　則

1. 本規則は、制定の日（平成24年10月

14日）から施行する。